

財政の健全化判断比率と 公営企業の経営健全化判断比率

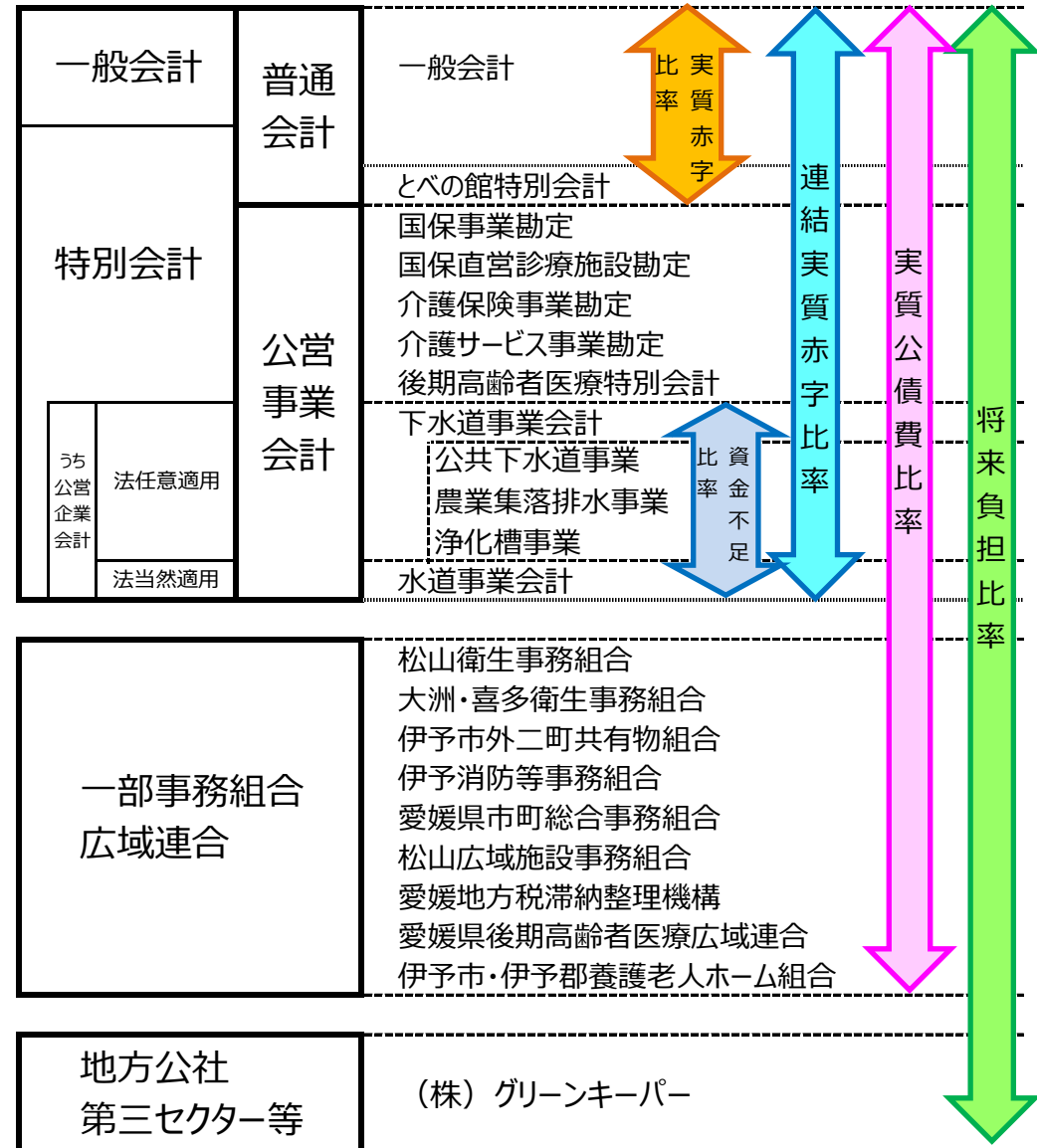
第1 財政健全化法の概要

1 健全化判断指標と会計の対象範囲

財政健全化法*の規定に基づき、毎年度、次の指標を算定する。

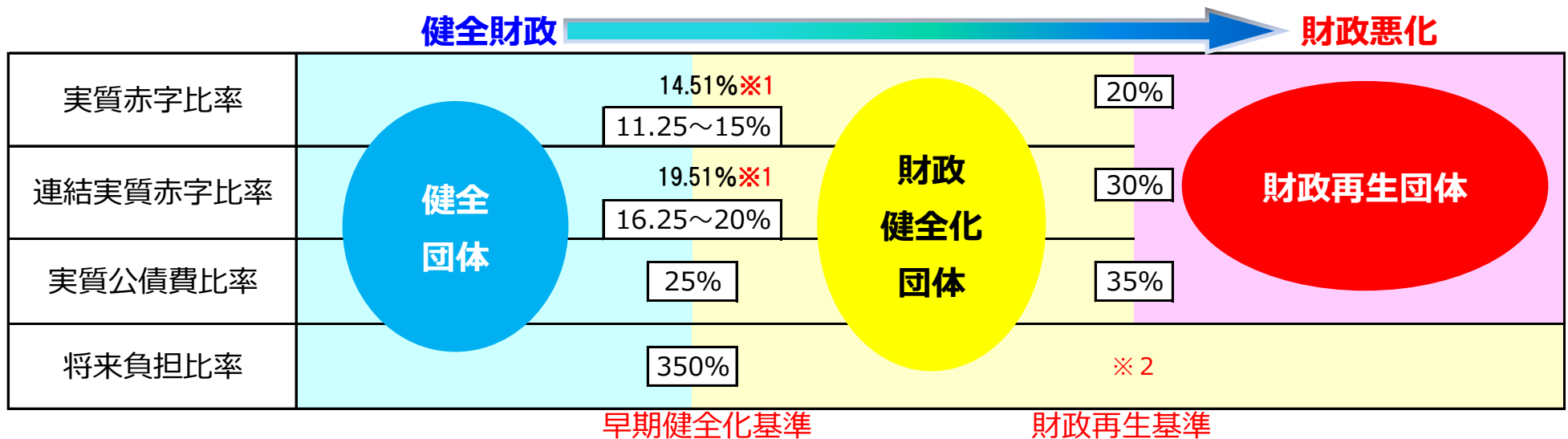
指標	内容
実質赤字比率	普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
連結実質赤字比率	全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
実質公債費比率	一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合
公営企業の経営健全化比率	資金不足額が事業規模に占める割合

*正式名称を「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法第94号）」という。



2 判断基準と基準超過団体、及び議会や監査委員との関係

比率から財政の悪化を判断する基準は、「早期健全化基準」と「財政再生基準」の二つがある。



公営企業会計の経営健全化基準

資金不足比率	健全団体	20%	経営健全化団体
--------	------	-----	---------

※1 市町村の早期健全化基準は、財政規模に応じて異なり、数値は令和6年度のもの。

※2 将来負担比率に財政再生基準はない。

- 財政健全化団体になると→財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を行う。
- 財政再生団体になると→財政再生計画を定め、計画に基づく財政再建に取り組む。
→税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しを行う。
→総務大臣の許可が無ければ、地方債の発行ができなくなる。
- 公営企業が経営健全化団体になると→経営健全化計画を策定し、計画に基づく経営健全化を行う。
- 各指標の数値は、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、公表する。(法第3条、第22条関係)
- 財政健全化計画、財政再生計画を策定した際は、議会が議決し、住民に公表する。(法第5条、第9条関係)
- 早期健全化、財政再生団体は、計画を策定するにあたり、財政健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、外部監査*を受けなければならない。(法第26条関係)

*監査委員による監査と別に、外部の目でチェックを行う監査。監査人には、公認会計士、弁護士、税理士などがなる。

第2 砥部町の状況

1 決算に基づき計算した砥部町の健全化判断比率

一般会計等の経営健全化判断比率

	砥部町					健全化判断基準		備考
	R2	R3	R4	R5	R6	早期健全化基準	財政再生基準	
実質赤字比率	-	-	-	-	-	14.51%	20%	6億6,425万円の黒字
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	19.51%	30%	14億6,969万5千円の黒字
実質公債費比率	2.0%	2.4%	3.3%	4.1%	4.7%	25%	35%	
将来負担比率	48.6%	40.1%	38.5%	46.5%	54.1%	350%		

※「-」は、該当が無いことを表している。

公営企業会計の資金不足比率

	経営健全化 判断比率	備考（砥部町の状況）
下水道事業会計	資金不足比率20%	2億6,570万5千円の剰余金
公共下水道事業		1億9,173万9千円の剰余金
農業集落排水事業		382万7千円の剰余金
浄化槽事業		7,013万9千円の剰余金
水道事業会計		2億3,756万円の剰余金

下水道事業会計、水道事業会計の実質赤字は、資金不足額で判断する。すべての会計で剰余金が出ているため、実質赤字は該当なし。

- 実質赤字比率と連結実質赤字比率については、普通会計は6億6,425万円の黒字、町全体の会計を連結した収支でも、14億6,969万5千円の黒字となり、「該当なし」となっている。
- 実質公債費比率は、4.7%で、前年度（4.1%）と比較すると0.6ポイント増加。
 - 普通交付税の交付額が増加したことで5ページ算出式の分母が増となったものの、平成30年度借入の合併特例債（総合福祉センターはらまち建設事業）及び令和元年度借入の合併特例債（中央公民館耐震・大規模改修事業）ほかの据置期間終了による元金償還開始により元利償還金が増加したため（分子増）、実質公債費比率は0.6ポイント増加した。
 - * P5「総括表③」参照。
- 将来負担比率は、54.1%で、前年度（46.5%）と比較すると7.6ポイント増加した。
 - 令和6年度は、松山南高等学校砥部分校教育寮新築事業や、消防第4分団・女性分団詰所整備事業などにより、普通会計の新規起債発行額は10億210万円（前年度比+4億7,160万円）となり、新規発行額が元金償還決算額6億7,196万円を上回ったことにより地方債現在高が増加し、将来負担額も2億2,365万2千円増加したことにより、7.6ポイント増加している。
 - * P7「総括表④」参照。

2 実質公債費比率 総括表③

単位：千円

$$\text{実質公債費比率の算定式} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$$

	A	B 地方債の元利償還金に準ずるもの			C	D
	地方債の元利償還金 (繰上償還等を除く。)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰入金	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの等	元利償還金等に充てられる特定財源	普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金
4年度	(664,129	126,395	61,389	1,438	(5,342	(618,595
5年度	694,757	129,059	42,503	1,162	6,391	613,550
6年度	721,897	137,143	22,911	1,816	10,566	629,316
					※公営住宅使用料	

	E 標準財政規模 (標準税収入額等 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額)	D 普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金
4年度	2,610,363 + 2,912,741 + 81,082 = 5,604,186	618,595
5年度	2,678,035 + 2,978,515 + 36,974 = 5,693,524	613,550
6年度	2,725,798 + 3,117,960 + 17,713 = 5,861,471	629,316

4年度	229,414
5年度	247,540
6年度	243,885

≪結果≫

	(%)
4年度	4.60154
5年度	4.87286
6年度	4.66127
実質公債費比率	4.7

4年度	4,985,591
5年度	5,079,974
6年度	5,232,155

■分子

- ・ A + B … 元利償還金と準元利償還金の合計
- ・ C + D … 元利償還に充てられた特定財源と交付税措置された地方債の合計
→ 特定財源：起債した事業から得られる収入を地方債償還に充てる財源としたもの
→ 交付税措置された地方債：地方債の償還については、普通交付税として国から措置されるものもある。
- ・ (A + B) - (C + D) … 実質的な元利償還金
→ 特定財源と交付税措置される地方債の合計額を控除することで実質的な元利償還金を算出する。

■分母

- 標準財政規模から交付税措置される地方債を控除した額を分母として割合を算出。

B：地方債の元利償還金に準ずるもの（準元利償還金）

- ・ 公営企業地方債の償還の財源に充てられたと認められる**繰入金**→下記「3②表」より
- ・ 一部事務組合等の地方債に充てられたと認められる**補助金、負担金**→一部事務組合等からの提出資料より
- ・ 公債費に準ずる債務負担行為→債務負担行為の状況調べより（中小企業制度資金利子補給ほか）

※企業会計で債務負担行為を起こすことがあるが、一般会計等からの繰出金を充当しない場合は対象外となっている。

＜3②表＞ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金

(単位：千円)

団体名	特別会計名	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金		
		4年度	5年度	6年度
砥部町	水道事業会計	4,088	2,955	3,852
	下水道事業会計	122,307	126,104	133,291
	公共下水道事業	109,061	112,961	119,732
	農業集落排水事業	13,246	13,143	13,559
	浄化槽事業	0	0	0
	介護保険特別会計（サービス）			
	介護保険特別会計（事業勘定）			
	国民健康保険（事業勘定）			
	国民健康保険（施設勘定）			
	後期高齢者特別会計			
	合計	126,395	129,059	137,143

P5「総括表③」の
Bの額へ転記

※下水道事業会計（浄化槽事業）は、令和4年度から企業会計（法適）に移行しました。

3 将来負担比率 総括表④

総括表④ 将来負担比率の状況

団体名 **愛媛県砥部町**

(単位：千円)

	将来負担額	イ	ウ	エ	オ	カ	キ			ク	
							地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合等負担等見込額	退職手当負担見込額
4年度	9,595,299	0	3,027,259	166,989	415,880	0	0	0	0	0	0
5年度	9,479,305	0	3,001,096	163,340	428,165	0	0	0	0	0	0
6年度	9,809,446	0	2,963,355	163,496	359,261	0	0	0	0	0	0
(分母比)	188		57	3	7						

将来負担額 = 13,295,558 千円 **A (ア～クの計)**

	b			d
	充当可能基金	充当可能特定歳入	うち都市計画税	
4年度	2,453,608	53,542	0	8,775,811
5年度	2,244,081	32,527	0	8,428,620
6年度	2,323,160	30,334	0	8,111,098
(分母比)	44	1		155

b + c + d

	将来負担額 A	—	充当可能財源等 B		A - B
4年度	13,205,427		11,282,961		1,922,466
5年度	13,071,906		10,705,228		2,366,678
6年度	13,295,558	254	10,464,592	200	2,830,966
					54

	標準財政規模 C	—	算入公債費等の額 D		C - D
4年度	5,604,186		618,595		4,985,591
5年度	5,693,524		613,550		5,079,974
6年度	5,861,471	112	629,316	12	5,232,155
					100

将来負担比率 (%)	
4年度	38.5
5年度	46.5
6年度	54.1

P 5「総括表③」参照

- ・地方債残高は、前年度より3億3,014万1千円増加
- ・充当可能基金**b**は、財政調整基金に2年度分の決算剰余金を積立てたため、前年度より7,907万9千円増加し、公営住宅整備の借入に対する家賃収入の充当額である、充当可能特定歳入**c**は219万3千円減少、町の借入の返済額に対し、普通交付税で措置される見込額である、標準財政需要額算入見込額**d**が3億1,752万2千円減少したことにより、充当可能財源等**B**は2億4,063万6千円減少

A：将来負担額

ア 一般会計の地方債残高 98億944万6千円

イ 債務負担行為に基づく支出予定額 0円

→リース資産は非該当。(地方債償還や転貸債とは性質が異なるため)

ウ 一般会計以外の地方債の元利償還に充てる一般会計等の負担見込額

→地方債残高 56億2,779万9千円※1、うち将来負担額 29億6,335万5千円

エ 加入する組合等の地方債の元利償還に充てる負担見込額

→地方債残高 25億2,944万9千円※2、うち将来負担額 1億6,349万6千円

オ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額

→特別職を含む一般会計等の職員176人が退職した場合の退職手当は、10億1,757万4千円必要となる。愛媛県市町総合事務組合に積み立てている6億6,353万5千円を控除した3億5,926万1千円が将来負担額となる。

カ 町が設立した法人の債務を負担している場合の一般会計等の負担見込額

→該当法人は、(株)グリーンキーパーであるが、見込額なし

キ 特別会計、企業会計を併せた連結実質赤字なし

ク 組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等の負担見込額なし

※1 企業会計の起債残高→決算統計より

下水道事業会計(公共下水道事業) 3,783,076千円

下水道事業会計(農業集落排水事業) 75,783千円

下水道事業会計(浄化槽事業) -

水道事業会計 1,768,940千円

企業会計計 5,627,799千円

※2 一部事務組合等報告より

伊予市・伊予郡特別養護老人ホーム組合 0千円

伊予消防等事務組合 748,629千円

松山衛生事務組合 1,741,720千円

大洲・喜多衛生事務組合 39,100千円

一部事務組合計 2,529,449千円

B：充当可能基金

団体名 **愛媛県砥部町**

4⑧表 地方債の償還額等に充当可能な基金

(単位：千円)

基金名	基金計(1) (2)+(4)+(6)	現金・預金(2)	国債・地方債 ・政府保証債等 (4)		その他(6)			充当可能基金(9) (2)-(3)+(4)-(5)	(構成比)	
			うち要返還額(3)	うち要返還額(5)	うち貸付金(7)	うち不動産(8)				
財政調整基金	1,272,355	1,272,355						1,272,355	54.8	
減債基金	32,836	32,836						32,836	1.4	
ふるさと創生基金	176,849	176,849						176,849	7.6	
福祉基金	276	276						276	0.0	
とべの館運営基金	53,798	53,798						53,798	2.3	
奨学基金	30,825	16,057			14,768	14,768		16,057	0.7	
ふるさと水と土保全基金	20,542	20,542						20,542	0.9	
社会福祉施設整備基金	187,110	187,110						187,110	8.1	
国民健康保険財政調整基金	0	0						0	0.0	
介護保険事業運営基金	434,811	434,811						434,811	18.7	
坂村真民記念基金	11,390	11,390						11,390	0.5	
公共施設更新準備基金	42,989	42,989						42,989	1.9	
災害対策基金	74,147	74,147						74,147	3.2	
小計	2,337,928	2,323,160	0	0	0	14,768	14,768	0	2,323,160	100

貸付部分は控除

B: 充当可能基金
※P7「総括表④」のBの額へ

(分母比)

D：基準財政需要額に算入される地方債

4⑩表 基準財政需要額算入見込額・総括表（市町村分）

(単位：千円)

費目	測定単位	算入見込額	
1 消防費	人口	3,562	(A)
2 道路橋りょう費	道路の延長	0	(B)
3	(1) 港湾費（港湾）	0	(C)
	(2) 港湾費（漁港）	0	(D)
4 都市計画費	都市計画区域人	0	(E)
5 公園費	人口	0	(F)
6 下水道費	人口	1,085,806	(G)
7 その他の土木費	人口	0	(H)
8 小学校費	学級数	134,744	(I)
9 中学校費	学級数	6,737	(J)
10 高等学校費	生徒数	0	(K)
11 社会福祉費	人口	0	(L)
12 保健衛生費	人口	193,189	(M)
13 こども子育て費	18歳以下人口	150,687	(N)
14 高齢者保健福祉費	65歳以上人口	0	(O)
15 清掃費	人口	42,436	(P)
16 農業行政費	農家数	0	(Q)
17 林野水産行政費	林水業従業者数	0	(R)
18	(1) 地域振興費	111,553	(S)
	(2) 地域振興費	0	(T)
19 公債費		6,382,384	
合計		8,111,098	

(公債費内訳)

18	(1) 災害復旧費	163,976	(AA)
	(2) 辺地対策事業債償還費	0	(AB)
	(3) 補正予算債償還費（平成10年度以前許可債に係るもの）	0	(AC)
	(4) 補正予算債償還費（平成13年度以降同意（許可）債に係るもの）	47,784	(AD)
	(5) 地方税減収補填債償還費	17,528	(AE)
	(6) 財源対策債償還費	63,729	(AF)
	(7) 減税補填債償還費	4,141	(AG)
	(8) 臨時財政対策債償還費	2,859,379	(AI)
	(9) 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	369,873	(AJ)
	(10) 国土強靱化施策債償還費	22,050	(AK)
	(11) 地域改善対策特定事業債等償還費	0	(AL)
	(12) 過疎対策事業債償還費	357,927	(AM)
	(13) 公害防止事業債償還費	0	(AN)
	(14) 石油コンビナート等債償還費	0	(AO)
	(15) 地震対策緊急整備事業債償還費	0	(AP)
	(16) 合併特例債償還費	2,475,997	(AQ)
	(17) 原子力発電施設等立地地域振興債償還費	0	(AQ)
公債費計		6,382,384	(T)

D:基準財政需要額算入見込地方債
※P7「総括表④」のDの額へ

4 会計ごとの実質収支と資金剰余金

決算に基づく実質収支と資金剰余金

(単位：千円)

一般会計		一般会計	645,467	↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓
特別会計	普通会計	とべの館特別会計	18,783		
		普通会計の計		664,250	
		国保特会(事業勘定)	223,558		
		国保特会(直営診療施設勘定)	58		
		介護特会(保険事業勘定)	66,383		
うち 公営 企業 会計	公営事業会計	介護特会(サービス事業勘定)	0		
		後期高齢者医療特別会計	12,181		
		下水道事業会計	265,705		
		公共下水道事業	191,739		
		農業集落排水事業	3,827		
		浄化槽事業	70,139		
		水道事業会計	237,560		
		合計			1,469,695

※「△」の場合が、赤字または資金不足

第3 県下の状況

県内市町の財政健全化判断比率クロス表は次のとおりである。

財政健全化判断比率クロス表（令和6年度決算速報値）

